

○米原市スポーツ顕彰規程

平成17年2月14日

教育委員会訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第20条により米原市スポーツの発展に関し功績のあった者を顕彰することを目的とする。

(対象)

第2条 この顕彰の対象となる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツにおいて優秀な成績をあげた者
- (2) 地域スポーツの発展、推進に大きく寄与した者
- (3) 第5条の規定による委員が適当と認めた者

(表彰の種類および基準)

第3条 表彰の種類および基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 功労賞 社会体育や学校体育およびレクリエーションの普及指導に努め、その業績が特に顕著なもの
- (2) 特別表彰 その年において日本代表として国際大会に出場した個人または団体および競技大会において日本記録を樹立した個人または団体その他これに準ずるとみなされるもの
- (3) 優秀選手賞 その年において県大会で優勝した者および全国大会または県域を越える大会に出場した者その他これに準ずるとみなされるもの
- (4) 優秀団体賞 その年において県大会で優勝した団体および全国大会または県域を越える大会に出場した団体その他これに準ずるとみなされるもの

(候補者の推薦)

第4条 顕彰は、毎年市スポーツ協会、同協会加盟各種目別団体、小中学校長、自治会長その他関係者から推薦のあった候補者について選考を行う。

(選考)

第5条 顕彰候補者の選考は、米原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の委嘱した委員によって行う。

(決定)

第6条 被顕彰者の決定は、前条の選考結果によって教育委員会が決定する。

(顕彰内容)

第7条 顕彰は、表彰状および記念品を贈るものとし、毎年これを行う。

(記録)

第8条 この訓令により表彰を受けた者に関する記録は、教育委員会において保存するものとする。

付 則

この訓令は、平成17年2月14日から施行する。

付 則(平成19年2月14日教委訓令第1号)

この訓令は、平成19年2月14日から施行する。

付 則(平成23年9月22日教委訓令第4号)

この訓令は、平成23年9月22日から施行する。

付 則(平成24年11月26日教委訓令第5号)

この訓令は、平成24年11月26日から施行する。

付 則(平成31年3月19日教委訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月19日教委訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和6年10月23日教委訓令第 号)

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

別記様式

米原市スポーツ顕彰被表彰候補者推薦書【 功労賞・特別表彰・優秀選手賞・優秀団体賞 】

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名（団体名）			
住 所			
勤務先または 学校・学年等			
推薦事由			

上記のとおり推薦します。

年 月 日

推薦団体名

代表者氏名

電話番号（ ）

- 注 1 推薦事由欄には正式大会名および記録経歴等を詳しく記入してください。
- 2 団体の場合は、氏名欄に団体名を記入し、別添選手名簿(氏名、生年月日、現住所、勤務先または学校名および学年を記載したもの)を添付してください。